

経営ビルドアップ利用規約

この「経営ビルドアップ利用規約」（以下、「本規約」といいます。）は、個人事業主（代表者：山田芳之）が屋号「ビズガイバー」（以下、「甲」といいます。）のもとで提供するオンラインサービス「経営ビルドアップ」（以下、「本サービス」といいます。）を利用する者が、あらかじめ同意しなければならない事項を定めるものです。

第1条（定義）

1. 前文にいう「本サービスを利用する者」（以下、「相談者」といいます。）とは、日本国内に事業および活動の拠点を有する法人、個人事業主、あるいはその他団体等をいいます。したがって、一般消費者は相談者に該当しないため、本サービスの利用対象外です。
2. 前項にいう「その他団体等」とは、法人格のない社団、団体、あるいは組織をいいます。
3. 本サービスにおける「相談パートナー」（以下、「相談担当者」といいます。）とは、甲が、あらかじめ相談担当として有能であると判断してその登録を認めた者の中から、相談者の指名または当該指名のないときは甲の判断により選出および決定した者をいいます。
4. 本サービスにおける「相談終了」とは、相談者から甲または相談担当者に対する新たな質問が24時間以上ない場合に、甲が当該相談対応の終結を相談者および相談担当者に通知することによって、当該相談対応が完了したものとするをいいます。なお、24時間以内に相談者が質問をなしていても、その内容が以前になしたものと同趣旨で、相談者と相談担当者の質疑応答に何ら進展が認められないような場合には、当該相談対応は実質的に終結しているものと甲が判断し、その旨を相談者および相談担当者に通知することによって、相談終了の効果を生じさせるものとします。

第2条（本サービスの目的）

1. 本サービスは、甲がそのウェブサイト上で無償公開する組織戦略フレームワーク「組織行動の戦略的視点」のいずれかの戦略的視点について、相談者がその自走実践の助力を求めてオンライン上で甲になした相談申込に対して、甲がオンライン上で相談者の自走実践に資する施策や手順等を提案することを目的とするものです。具体的には、相談申込に対して本規約第1条第3項の通り、異なる業界に属する相談担当者2名を甲がオンライン上で割り当てることにより、特定の業界常識や慣例に可能な限り囚われることなく顧客それぞれの状況に応じた提案を行うものです。
2. 前項の通り、本サービスの目的は相談者が甲になした戦略的視点の自走実践の助力の求めに応じて施策や手順等を提案するものであり、相談者からオンラインで提供された情報制約等により当該施策や手順等の実効性が低下する可能性も否定できません。ただし、そのような場合においても甲および相談担当者は、より詳細な情報の提供を相談者に求めるなど最善の努力を尽くし、相談者の当該実践の助力のため誠実に対応するものとします。

第3条（権利帰属）

本サービスにおいて甲または相談担当者が提示する見解ないし意見の著作権は、甲または相談担当者に帰属するものとし、相談者は、甲および相談担当者の事前の承諾なくそれら見解ないし意見の一部または全部を、不特定の第三者が閲覧可能な場所に転記あるいは転載しないものとします。ただし、相談者がそれら見解ないし意見を、所属する社内等で持続可能な施策や手順等として実践に用いるような場合は、この限りではありません。

第4条（本サービス利用に関する規則）

1. 甲および相談担当者は、本サービス提供の過程で知り得た相談者の情報を、相談者の事前の承諾なく第三者に開示または提供いたしません。
2. 相談者は、本サービス利用における相談申込に際して、以下の事項を遺漏なく入力するものとします。
 1. 相談希望の戦略的視点（必須選択）
 2. 会社・屋号・団体等名（必須入力）
 3. ウェブサイトURL（必須入力）
 4. 相談者氏名（必須入力）
 5. 連絡先メールアドレス（必須入力）
 6. 相談内容（必須入力）
 7. 希望連絡方法（必須入力）
 8. 経営ビルドアップ利用規約への同意（必須選択）
 9. 個人情報保護方針への同意（必須選択）
3. 相談者は、本サービス利用における相談申込後に、前項にいう相談者氏名や連絡先メールアドレス等の必須入力事項に変更があった場合は、遅滞なくその旨を甲に通知するものとします。
4. 相談者は、本サービス利用の過程で知り得た相談担当者に関する情報を、甲および相談担当者の事前の承諾なく第三者に開示または提供しないものとします。

第5条（本サービスの相談料金および支払方法）

相談者は、本サービスを利用するにあたって、甲の通知する振込期日までに、以下の定めにしたがって相談申込1回、すなわち戦略的視点1つの相談申込につき相談料金（税込金額）を、甲の指定する銀行普通預金口座に一括して振り込むものとします。なお、振込手数料は振込元である相談者の負担でお願いいたします。

1. 相談者が個人事業主の場合：申込1回につき税込金額82,500円（消費税率10%）
2. 相談者が法人またはその他団体等の場合：申込1回につき税込金額99,000円（消費税率10%）

第6条（キャンセル・返金規定）

1. 本規約第5条において、相談者が甲の通知する振込期日までに所定の振込をなさなかった場合は、当該相談者がその相談申込の全部をキャンセルしたものとみなします。ただし、キャンセル料等別途の支払いは発生しないものとします。
2. 本規約第5条にいう所定の金額に満たない振込がなされた場合は、振込金額は当該相談者が次回に本サービスの申込をなしたときに全額充当するものとし、未消化の振込金額合計が所定の金額に達するまで本サービスを提供しません。なお、振込金額の返金は、本規約第11条の通り本サービスを終了するときに限り応じ、それ以外には振込金額のいかに関わらず応じません。返金対応時の返金額は振込手数料を差し引いた残額とします。

第7条（個人情報の取り扱い）

1. 甲が本サービスを通じて取得した相談者および相談担当者の個人情報は、甲の定める「個人情報保護方針」にしたがって、適切な管理および取り扱いがなされるものとします。
2. 相談担当者は、本サービス利用に際して、甲の定める「個人情報保護方針」を遵守する義務を負うものとします。したがって、相談担当者は、本サービス利用の過程で知り得た相談者または他の相談担当者の情報を、その当人の事前の承諾なく第三者に開示または提供しません。

第 8 条（禁止事項）

相談者は、本サービスに関して以下の行為を禁止します。

1. 日本国内の法令または公序良俗に反する行為
2. 国内外の反社会的組織あるいは反社会的勢力の利益となりうる一切の行為
3. 甲または相談担当者の業務を妨害、攪乱、あるいは毀損する行為
4. 相談担当者の業務上または個人的な名誉または信用を毀損する行為
5. 本サービスを通じて得た情報を、本サービス類似のサービスで利用する行為
6. 不正な目的をもって本サービスの評価を貶める行為
7. 第三者あるいは実在しない者への成り済まし行為
8. 本サービス利用の地位ないし権利を甲の事前の承諾なく第三者に譲渡する行為
9. 本サービスの利用を名目とした、甲または相談担当者に対する宣伝・売込み行為
10. 前各号の他、本サービスの趣旨に照らして甲が不適切とみなす行為

第 9 条（本規約違反者に対する措置）

本規約第 3 条、第 4 条、第 8 条のいずれかに違反した相談者に帰責事由が認められる場合は、以後の本サービス利用を禁止します。

第 10 条（本サービス提供の中断等）

1. 甲は、以下の事由に該当する場合に、相談者に予告なく本サービスの提供を相当の期間にわたり中断ないし停止することがあります。
 1. 本サービス提供にかかる各種サーバー、通信、電力等の第三者が管理・運営する基幹システムまたはインフラの保守点検等が行われている場合
 2. 前号にいう基幹システムまたはインフラに何らかの障害が生じている場合
 3. 天災その他不可抗力により不測の事態が発生した場合
2. 前項の事由による本サービス提供の中断ないし停止について、甲は、相談者および相談担当者から損害賠償その他責任を追及されないものとします。

第 11 条（本サービスの変更等）

本サービスの変更または終了について、甲が相当の期間を定めて相談者にその予告を行った場合は、相談者は当該変更または終了を承諾したものとします。

第 12 条（本規約の変更）

甲は、本規約の変更が相談者および相談担当者に対する不利益変更にあたらない場合は、相談者および相談担当者の事前の同意を得ることなく、本規約を変更できるものとします。

第 13 条（免責条項）

本規約第 2 条第 2 項にいう通り、本サービスはその情報制約等により相談者が所望の自走実践には至らない可能性も否定できません。ただし、当該実践に至らなかったとしても、甲および相談担当者は、本規約を遵守して最善の努力を尽くし、誠実に対応します。その限りにおいて、当該相談者に対する賠償等責任を負わず、また、相談者が甲に支払った相談料金等の全部または一部の返還義務をいずれも負わないものとします。

第 1 4 条（準拠法および裁判管轄）

1. 本規約の適用および解釈については、日本国内の法令をその準拠法とします。
2. 本規約に関して紛争が生じた場合は、その一切の紛争（裁判所の調停手続を含む）について、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

[履歴]

- 2026年 9 月 4 日 第 1 条第 1 項：「一般消費者は本サービスの利用対象外」である旨を明記
- 2026年 3 月 9 日 全面改定
- 2022年10月 3 日 公布

2026年 9 月 4 日

以上